

地域医療構想

①地域医療構想とは(策定趣旨等)

②東京の特性(患者の受療動向)

- 高度急性期機能～慢性期機能
隣接3県(埼玉県・千葉県・神奈川県)を中心に他県から多くの患者が流入
- 慢性期機能
西多摩・南多摩・北多摩北部で、都内全域から患者を受入れており流入超過

③構想区域…以下の13区域(「病床整備区域」と呼称)



④病床機能別病床数、在宅の必要量

⑤東京都の将来の医療～グランドデザイン～

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

4つの基本目標

- I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

<進捗管理のための指標> → 資料5-3

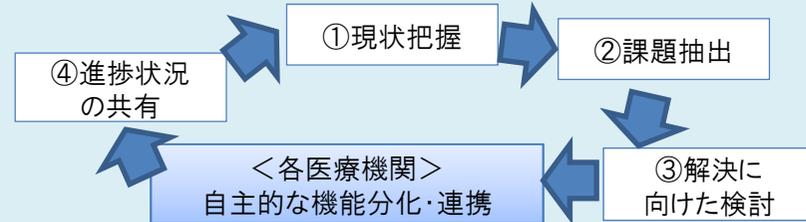
- ①調整会議の議論の到達度
- ②将来の医療需要への対応状況
(退院調整部門の設置数・4機能別病床稼働率)

実現に向けた進め方

<病床の機能分化及び連携の推進>

地域医療構想調整会議を設置し、地域医療構想の実現に向け、地域ごとの自主的な取組を推進するため、関係者間での協議を行う

(地域医療構想調整会議)



(地域医療構想調整部会)

調整会議の情報を集約し、共通する課題の抽出や課題解決に向けた方策の検討等を行う

～これまでの調整会議の議論から導き出された共通する課題～
「地域包括ケアシステムを支える病床を効率的・効果的に活用していくための方策」

<医療需要に対応した病床の整備>

限られた医療資源で、増加する将来の医療需要に対応するため、医療機関の機能分化・連携を進めるとともに、基準病床制度の下で必要な病床の整備を進める。(基準病床については、現在、算定中)

<目指すべき医療提供体制を実現するための施策>

グランドデザインの実現を目指し、4つの基本目標の達成に向けた取組を進める。

具体的な事業計画は、5疾病・5事業、在宅医療の取組等の中で、事業推進区域の在り方も含めて記載(現在、改定作業中)